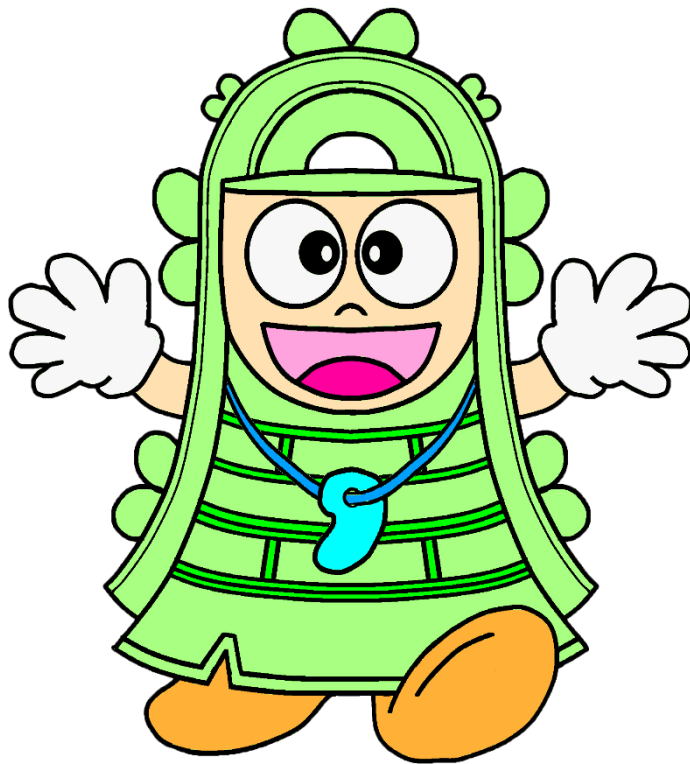


令和4年度
野洲市生活困窮者支援事業

実績報告書



令和5年4月
野洲市市民部市民生活相談課
(消費生活センター)

目 次

令和4年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告	- 1 -
1. 自立相談支援事業.....	- 2 -
2. 住居確保給付金	- 7 -
3. 生活福祉資金貸付.....	- 9 -
4. ひきこもり支援実績	- 10 -
5. やすワークにおける就労支援実績	- 11 -
6. 家計改善支援事業.....	- 15 -
7. 支援調整会議.....	- 16 -
8. 地域共生社会の実現に向けての地域づくり推進事業...	- 19 -
9. 自殺防止対策	- 22 -
10. 見守りネットワーク	- 23 -
11. 野洲市市民生活総合支援推進委員会	- 25 -
12. 学習・生活支援事業 YaSchool（やすクール）	- 26 -
13. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金...	- 30 -
参考資料.....	- 31 -
資料1 令和4年度資料集 	- 32 -

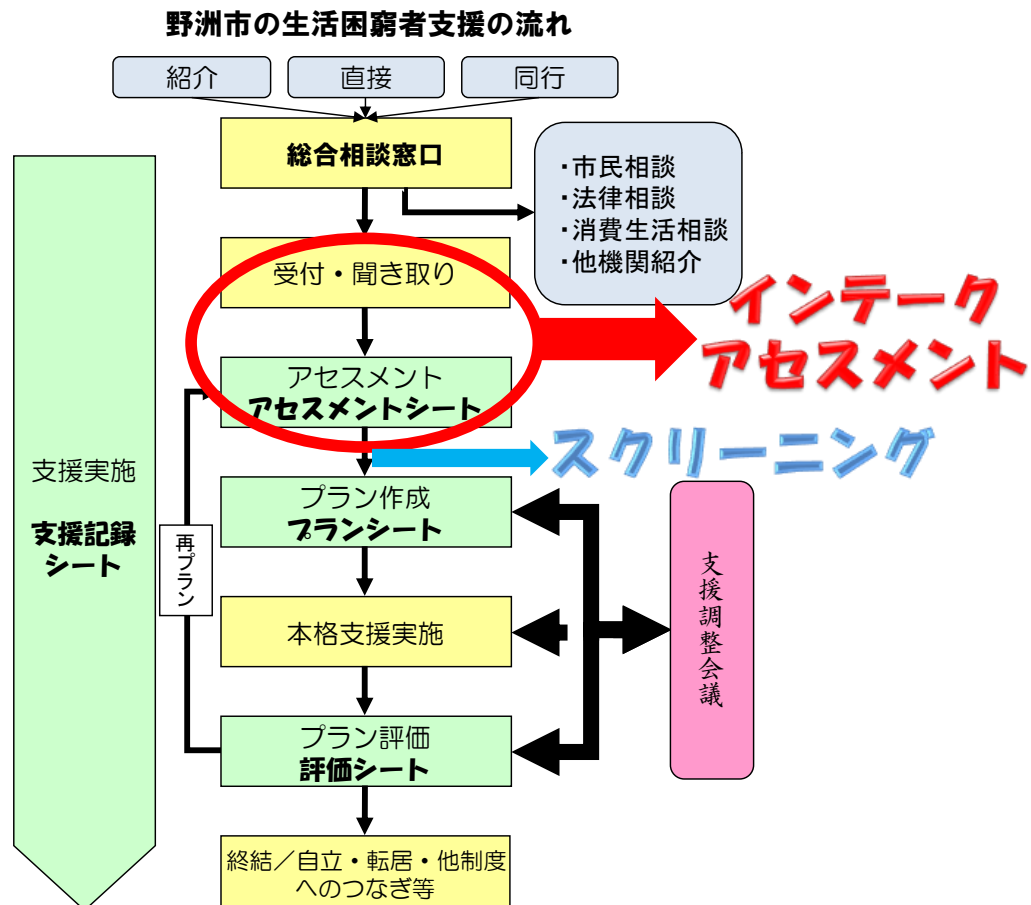
令和4年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告

平成27年に生活困窮者自立支援法が施行され、全国で生活困窮者支援が動き出し8年が経過しました。

本市における生活困窮者支援事業は、平成23年度から取り組んできたパーソナル・サポート・サービスの取組みを基本とし、市役所の総合力で相談者の発見、生活再建支援を実施すること、併せて市役所と民間との協働により、生活困窮者と生活困窮者を取り巻く地域全体への働きかけを通じて、生活困窮状態からの脱却・自立を目指す地域の仕組みづくりを目的として実施しています。

事業については、自立相談支援事業（直営）、家計改善支援事業（直営）、学習・生活支援事業（一部委託）、地域共生社会の実現に向けた多機関の協働による包括的支援体制構築事業、就労支援事業（やすワーク）を実施しています。

令和4年度の事業実績をとりまとめましたので報告します。



※支援調整会議は月1回開催 プラン・評価まとめて実施

- アセスメント 相談者の状況を把握し、背景・要因を分析したうえで、そのなかで対応すべき課題を適切にとらえ、解決の方向性を見定めること
- インテーク 相談者に初めて面接をすること、情報共有や信頼関係の構築が目的
- スクリーニング プラン作成にあたっての支援方法の検討、選定

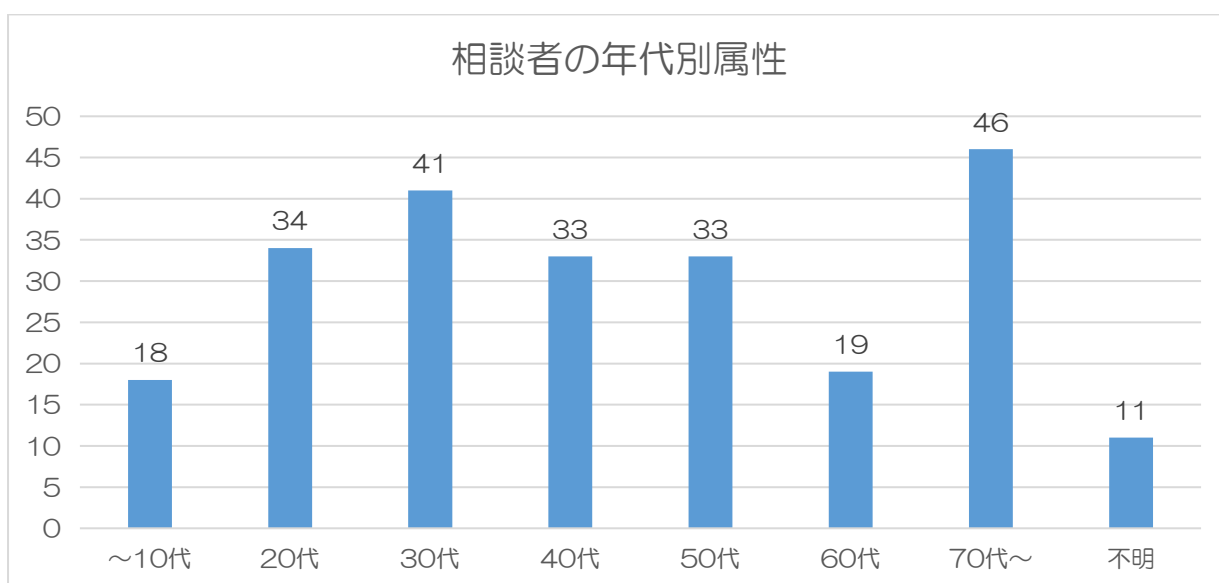
1. 自立相談支援事業

- 令和4年度の新規相談の受付件数（実数）は、236人で前年度（319人）比約73.9%に減少しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により拡大した相談需要は落ち着いたものと考えられます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
新規相談受付件数（本人未特定を含む）	24	23	22	26	26	22	14	18	8	15	20	18	236
（うち）本人特定のみ（本人同意なしを含む）	24	23	22	26	26	22	14	18	8	15	20	18	236
（うち）本人特定のみ（本人同意ありのみ）	18	16	16	16	15	16	12	12	4	12	12	11	160

（1）相談者の年代別属性

- 年代別では、70歳代以上の相談者が46人（19.4%）と一番多くなっています。
- 10代18人については、学習支援事業に新規で参加申込した子どもを登録したこと、また、不登校や若年層のひきこもり等の相談となっています。



(2) 対応状況

① プラン策定前支援終了件数（初回スクリーニング結果）

プラン策定前支援終了件数は、94件となっています。この内、「情報提供のみで終了」が49件、「他機関へのつなぎで終了」が45件となっています。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
プラン策定前支援終了件数(初回スクリーニング時)		10	11	6	7	23	6	2	5	7	7	5	5	94
うち	情報提供のみで終了	5	7	3	3	12	2	2	3	4	4	3	1	49
	他機関へのつなぎで終了	5	4	3	4	11	4	0	2	3	3	2	4	45
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 支援決定・確認件数（再プランを含む）

支援決定・確認件数（再プランを含む）については、400件であり、その内、「支援決定あり」は242件となっています。また、プラン期間中の一般就労を目標にしている「就労支援対象者数」も242件となっています。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
支援決定・確認件数(再プランを含む)		37	34	54	47	36	42	35	28	21	18	21	27	400
うち	支援決定あり	23	23	40	25	19	25	22	16	13	13	10	13	242
うち	就労支援対象者数(プラン期間中の一般就労を目標にしている)	25	24	30	24	21	24	23	17	14	10	16	14	242

2. 初回プラン・再プラン内訳

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
支援決定・確認件数(初回プラン)		3	11	8	12	12	11	27	45	5	5	3	15	157
うち	支援決定あり	2	5	4	4	8	2	13	16	2	2	3	6	67
支援決定・確認件数(再プラン)		29	19	63	23	22	20	12	34	19	11	12	29	293
うち	支援決定あり	21	9	51	18	15	13	6	20	13	6	8	17	197

(3) アセスメント結果について

◎アセスメント結果 ※重複回答有					
内 容	R4	R3	内 容	R4	R3
病気	44	72	家族関係・家族の問題	82	117
けが	6	4	介護	31	35
障がい（手帳有）	31	31	子育て	31	59
障がい（疑い）	21	20	不登校	1	0
自殺企図	7	5	非行	1	0
その他メンタルヘルスの課題	60	57	中卒・高校中退	4	5
住まい不安定	43	68	ひとり親	23	38
ホームレス	12	3	DV・虐待	13	14
経済的困窮	147	242	外国籍	9	8
多重・過重債務	48	71	刑余者	5	2
家計管理の課題	71	114	コミュニケーションが苦手	28	31
就職活動困難	67	115	本人の能力の課題 （識字・言語・理解等）	57	82
就職定着困難	47	68	被災	5	0
生活習慣の乱れ	11	15	その他	56	145
社会的孤立（ニート・引きこもりを含む。）	29	28	※その他のうち、コロナ関連	(22)	(133)
令和4年度合計	990		令和3年度合計	1,449	

- 令和4年度における初回スクリーニング実施件数は236件で、初回スクリーニングにおける課題や問題点を整理した結果、相談1件当たりの問題点は4.1件（総数990件）の問題点を抽出しました。生活困窮者が複数の課題を有していることがわかります。
- 内容は、経済的困窮（147件）に関する問題点が一番多く、次いで家族関係・家族の問題（82件）、家計管理の課題（71件）、就職活動困難（67件）、となっています。
- 家計管理の課題や、多重・過重債務は、生活困窮支援において家計相談の必要性が分かります。借金問題だけを解決しても生活再建にはならず、複数の問題を一緒に解決していくことが必要です。
- 今年度の新規相談件数が減少したにもかかわらず、その他メンタルヘルスの課題（60件）については、昨年度より増加しており、長引いたコロナが精神的なダメージとして顕在化しており、健康推進課、医療機関等との連携がより重要となります。
- 就職活動困難、就職定着困難については、就職をすれば支援が終わるのではなく、その後長く働き続けられるようにどのような支援をすればいいのかが課題です。定着支援の方法のひとつとして、やすワークの就職ナビゲーターが、面談による定着指導や事業所訪問による定着指導を実施しました。

- ひとり親、子育て、DV・虐待については、子育て家庭支援課や家庭児童相談室等との速やかな連携、情報共有が必須です。重篤なケースになる前に、発見機能としての相談体制が重要といえます。
- 社会的孤立（ニート・ひきこもりを含む）（29件）、については、相談を受けるにあたり、相談者の気持ちにいかに関心していくが課題となります。定期的に面談ができるケースばかりではないので、場合によってはオンラインツールを利用することで、気持ちを引き出し、相談者と支援者が信頼関係を築けるようにしています。
- 中卒・高校中退については、貧困の連鎖防止の観点から、市で実施している学習支援事業「やすクール」の取り組みの中で、高校進学のための基礎学習の確保と、高校中退防止を目的に、居場所機能を持った学習の場として実施しています。
- 介護については、介護離職の問題や、高齢者の相談から認知症が発見されるなど、介護サービスにつなぐことが多くあります。
- 自殺企図については、健康推進課と連携し、自宅訪問等により精神科受診や生活支援につなげています。
- 外国籍の方には企画調整課に配備されている通訳タブレットを利用して生活困窮相談に対応しました。

（４）支援実施

電話や他機関との調整など、相談支援の延べ件数は6,516件でした。特徴として、他機関との電話紹介・協議が1,292件と多いのは連携の数字の表れです。

また、その他が1,364件と多いことについては、やすワークや学習支援事業の支援状況が入っているためによるものです。

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
電話相談・連絡	113	86	148	109	141	97	86	103	99	96	95	119	1,292
訪問	8	6	7	8	8	4	5	13	13	10	7	10	99
同行支援	9	6	8	10	4	4	12	11	4	2	11	13	94
面談	98	142	156	129	141	132	115	126	139	123	112	140	1,553
所内会議	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
支援会議	1	3	2	2	1	2	0	2	2	2	1	0	18
支援調整会議（プラン策定）	17	17	17	23	20	25	10	15	9	14	11	12	190
支援調整会議（評価実施）	18	18	16	23	3	25	2	12	8	0	2	1	128
その他他機関との会議（支援調整会議以外）	1	3	2	1	3	1	3	3	3	3	1	0	24
他機関との電話照会・協議	129	154	176	128	179	147	113	162	163	110	127	163	1,751
その他	135	125	172	102	85	139	106	111	149	74	73	93	1,364
合計	529	561	704	535	585	578	452	558	589	434	440	551	6,516

（５）評価実施状況（初回プラン、再プラン内訳）

再プランを含め評価を実施したのは450件です。初回プランの評価実施（157件）では、支援を終結したのが97件、再プランして継続したのが58件、中断したのは2件です。再プランの評価実施（293件）では、支援を終結したのが116件、再プランして継続したのが177件です。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
評価実施件数（初回プラン）		3	11	8	12	12	11	27	45	5	5	3	15	157
うち	終結	2	4	4	4	8	6	13	35	5	4	2	10	97
	再プランして継続	1	7	4	8	4	5	13	10	0	1	1	4	58
	中断	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
評価実施件数（再プラン）		29	19	63	23	22	20	12	34	19	11	12	29	293
うち	終結	7	4	26	4	10	8	1	23	6	3	7	17	116
	再プランして継続	22	15	37	19	12	12	11	11	13	8	5	12	177
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

支援を実施し、評価を行ったケース450件について見られた変化を集計した結果は、以下のとおりとなりました。

- ・精神の安定（279件）及び家計の改善（199件）が1、2番目に多く、これは、昨年同様社会福祉協議会が実施する特例貸付を受けることで、生活費等の困窮が解消されたことによるものです。また相談時に家計を含めた世帯全体の家計状況の聞き取りを徹底し、税金や水道料金等の納付方法の対応を進めた結果と考えられます。
- ・債権管理条例の運用に伴い、税金等を滞納している中で、債務整理（29件）につながっています。また、社会保険労務士による障害年金相談につないで申請、受給決定したのは10件で、家計の改善につながっています。
- ・生活保護適用（15件）となっていますが、生活基盤を整えるため、社会福祉課と連携し生活保護の活用につながっています。
- ・精神の安定、自立意欲の向上・改善（136件）など、相談者と支援を通じて関わることで、こうした変化がみられると考えます。
- ・対人関係・家族関係の改善（83件）、孤立の解消（44件）など、関係部署も含めたひきこもり等の相談支援の件数が多くあるところから、関わり続けることで効果が表れているのだと考えます。

●支援対象者に見られた変化 ※重複回答有

生活面	件数	社会面	件数
精神の安定	279	一般就労開始（継続的就労）	111
家計の改善	199	その他	21
その他収入増加	42	就職活動開始	32
自立意欲の向上・改善	136	社会参加機会の増加	7
住まいの確保・安定	30	職場定着	14
対人関係・家族関係の改善	83	雇用契約を伴う支援付き就労	1
孤立の解消	44	障害者サービス活用	2
債務の整理	29	この間に変化はみられなかった	10
生活保護適用	15	職業訓練の開始、就学	6
就労収入増加	13	一般就労開始（時限的）	10
医療機関受診開始	4		
健康状態の改善	8		
生活習慣の改善	6		
年金関係収入の増加	10		
保険関係収入の増加	0		
障害手帳取得	4		

2. 住居確保給付金

住居確保給付金とは、離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として、住宅費を支給するとともに、市民生活相談課（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○令和4年度 住居確保給付金

	申請件数	決定件数	総支給額
4月	0	0	35,000
5月	1	1	58,200
6月	0	0	23,200
7月	1	1	93,200
8月	2	2	35,000
9月	0	0	48,600
10月	1	1	75,100
11月	1	1	46,000
12月	0	0	121,100
1月	1	0	35,000
2月	0	1	92,000
3月	0	0	46,000
計	7	7	708,400

※ 上表は新規・延長・再延長・再々延長・再申請を含む総計

※ 申請月と決定月が異なる場合あり

※ 総支給額は、実際の支払日ベース

	人数	比率
ひとり親	1	3.33%
単身	3	10.00%
65歳以上	0	0.00%
その他	4	13.33%
計	8	26.67%

※ 重複あり

事由別	全体					
		新規	延長	再延長	再々延長	再申請
失業	4	2	0	0	0	2
減収	4	2	0	0	0	2
計	8	4	0	0	0	4

男女別	全体					
		新規	延長	再延長	再々延長	再申請
男	6	3	0	0	0	3
女	2	1	0	0	0	1
計	8	4	0	0	0	4

世帯人員 別	全体					
		新規	延長	再延長	再々延長	再申請
1人	3	1	0	0	0	2
2人	1	0	0	0	0	1
3以上	4	3	0	0	0	1
計	8	4	0	0	0	4

年代別	全体					
		新規	延長	再延長	再々延長	再申請
30歳未満	3	1	0	0	0	2
30～39歳	1	1	0	0	0	0
40～49歳	2	1	0	0	0	1
50～59歳	1	1	0	0	0	0
60～64歳	1	0	0	0	0	1
65～69歳	0	0	0	0	0	0
70歳以上	0	0	0	0	0	0
計	8	4	0	0	0	4

3. 生活福祉資金貸付

社会福祉協議会が行う生活福祉資金や緊急小口資金の貸付については、野洲市社会福祉協議会と連携して相談対応をしています。

令和2年度から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外にも拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの人に向けて、緊急小口資金等の特例貸付が実施されたため、引き続き85件の申請となりました。（令和4年9月末終了）

■特例貸付

新型コロナウイルス感染症による休業や失業により、一時的な生活資金にお困りの人へ、緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例貸付が実施されました。

◎緊急小口資金

- ・対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

- ・貸付上限 20万円以内

- ・据置期間 1年以内 ・償還期限 2年以内

◎総合支援資金

- ・対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

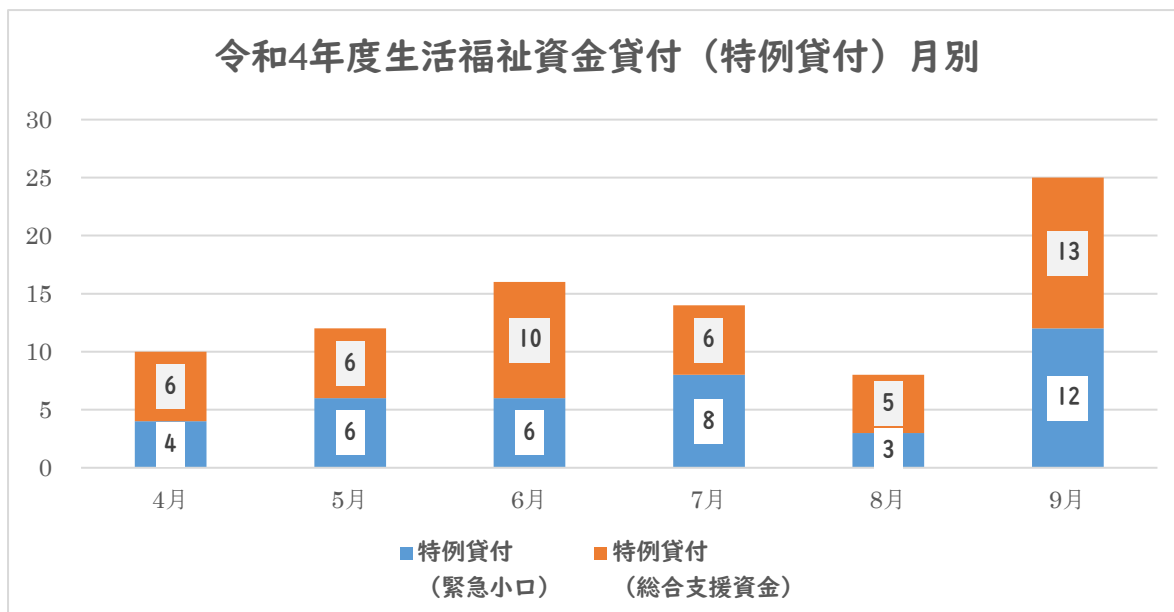
- ・貸付上限 （2人以上）月20万円以内（単身）月15万円以内

総合支援資金の貸付期間は原則3月以内（延長、再貸付併せて最長9か月）

- ・据置期間 1年以内 ・償還期限 10年以内

★ 無利子で保証人は不要です。

★ 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することとなっています。



■令和4年度生活福祉資金貸付状況

	特例貸付 (緊急小口)	特例貸付 (総合支援資金)	合計
4月	4	6	10
5月	6	6	12
6月	6	10	16
7月	8	6	14
8月	3	5	8
9月	12	13	25

4. ひきこもり支援実績

(1) 概要

令和4年度において、本市が支援を行ったひきこもり支援の対象者について、関係課の支援結果を集計しました。対象については平成22年公表「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」の定義に基づき、概ね6ヶ月以上未就労、または未就学の状態が継続し、家族以外の人との交流をほとんどしていない事象としています。集計の結果、関係部署5課で91人となり、前年度比率で28.2%増加となっています。

市民生活相談課	35
健康推進課	31
発達支援センター	18
地域包括支援センター	7
合計	91

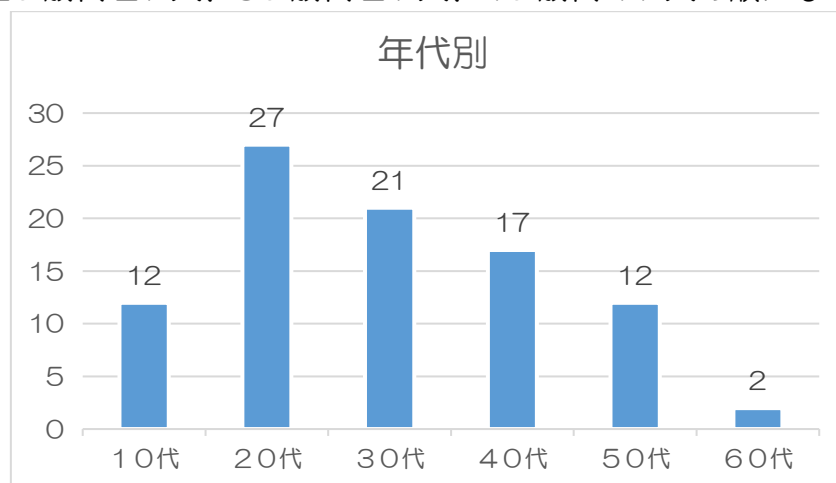
（２）属性別集計結果

① 相談者の性別

対象者の性別で見ると、男性 60 人、女性 31 人となっており、男性の比率が 66%と多くなっています。

② 相談者の年代別

年代別では、20 歳代 27 人、30 歳代 21 人、40 歳代 17 人の順になっています。



5. やすワークにおける就労支援実績

平成 23 年度のパーソナル・サポート・サービスのモデル事業から実施してきたハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け、市役所にて出張相談を行う就職ナビゲーター事業を拡充するため、平成 25 年度より、本市と滋賀労働局（ハローワーク）と一緒に就労・生活支援を進める「やすワーク」を市役所本館に開設しました。これは、内閣府の「アクション・プラン事業」を活用して、ハローワークの就職支援と本市の生活支援を一体的に提供する取り組みで、「生活困窮者等を対象とした就労支援を一体的に実施するための協定」（平成 25 年 4 月 1 日締結）に基づき実施しています。

実施方法は、市役所内に個別ブースを設置し、ハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け、平日 10 時～16 時の時間帯において、完全予約制（1 人 45 分間）で行っています。面接のためのスーツ貸出や、履歴書作成の指導助言、模擬面接、化粧の仕方などのツールも用意しています。

就労支援を行う関係部署（社会福祉課、子育て家庭支援課等）に配置されている支援相談員と就職ナビゲーターが連携しながら、個別継続的に寄り添って支援を行うことで、相談者の就職活動を応援しています。

やすワークでは、相談者が市役所の落ち着いた環境で 45 分間の就労相談・情報提供を受けることができること、また、関係部署の支援する担当者等が同席して相談対応することで、情報共有ができてスムーズな連携支援に繋がるなどメリットが多く、生活支援とセットで行う就労支援は非常に有効です。

- ・平成30年5月からは下記の障がいのある人へ就労支援を開始しています。

◎「障がい者求人」の検索及び情報提供等の就労支援

⇒「障がい者求人」へ応募する際に、本人の障がいの程度等、事業所へ配慮してもらいたいことを伝え紹介します。

◎「一般求人」における障がいのある人への就労支援

⇒「一般求人」を紹介する際に、障害者手帳保持者である旨等を事業所へ伝え、応募可能かどうか確認し、可能な場合については就労支援を行います。

＊「一般求人」・・・通常の求人

「障がい者求人」・・・障がいのある人を雇用するための求人

- ・就職支援ナビゲーターによる就職面談を受けたのは134人（実人数）、延べ回数は757回でした。その内、116人（実人数90人）が就労決定しています。
- ・就職決定者の年代については、男性は50代（20人）、女性は40代（17人）が一番多くなっています。60代以上も男女合わせて31人となっていますが、このように高齢者の就労支援のニーズは多くあります。
- ・就職決定者の職種については、軽作業・工場等（47人）が一番多くなっています。次は、清掃・施設管理（17人）、事務（14人）となっています。
- ・雇用形態については、パート（55人）が一番多く、次に正社員（31人）、派遣（19人）、契約社員（11人）となっています。正社員の割合が多い職種は、軽作業・工場等及び清掃・施設管理（11人）で、次に清掃・施設管理（5人）となっています。正社員の雇用の回復傾向が見られ、その他の非正規労働については、生活保護やひとり親家庭、障がい等、様々な課題のある相談者が、多様な働き方により社会参加に向けて就労決定し、第一歩を踏み出したことの成果が大きいと考えます。ただ、こうした課題のある相談者については、就労決定後も継続した支援が課題となります。
- ・就職決定者の属性（重複回答）については、障がいのある人（16人）、高齢者（16人）、ひとり親家庭（15人）、生活保護（20人）、となっており、様々な課題のある相談者の就労支援に対して、市役所内における連携の成果があったといえます。
- ・障がいのある人の就職決定者（16人）の内訳については、障がい者求人（10人）、一般求人（6人）となっています。

■やすワーク就労支援実績

年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
生活困窮相談 新規受付実人数		179人	222人	315人	270人	531人	319人	236人
やす ワーク	利用者 実人数	146人	120人	112人	112人	123人	123人	134人
	就職決定 者延人数	134人	141人	122人	100人	104人	104人	116人

令和4年度 野洲市就職決定者数等の状況

R4年4月からR5年3月末まで

1. 相談利用者数と就職決定者数等

相談実施回数	757	相談利用者数	134	総就職決定者数	116	就職決定者実人数	90	(67.16%)
--------	-----	--------	-----	---------	-----	----------	----	----------

2. 性別

合計	男性		女性	
人数	人数	割合(%)	人数	割合(%)
116	65	56.0%	51	44.0%

3. 年代別

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男性	1	6	10	6	20	18	3	64
女性	0	4	8	17	13	6	4	52
合計	1	10	18	23	33	24	7	116

4. やすワークを利用した障がい者求人紹介数

紹介件数	15	実人数	12
------	----	-----	----

5. 就職決定者の職種と雇用形態

職種	人数	内 訳			
		パート	契約社員	派遣	正社員
軽作業・工場等	47	18	4	14	11
清掃・施設管理	17	12	0	0	5
接客販売	6	2	0	1	3
事務	14	4	3	4	3
介護・福祉・看護	15	9	2	0	4
調理	7	6	0	0	1
運転関係	8	4	2	0	2
農林水産業	2	0	0	0	2
合計	116	55	11	19	31

6. 就職決定者の属性等（重複回答有）

属性等	人数	内 訳			
		パート	契約社員	派遣	正社員
生活保護	20	10	4	2	4
住居確保給付金	5	1	0	1	3
障がい	16	12	2	1	1
	うち、障がい者求人	10	9	1	0
	うち、一般求人	6	4	0	1
ひとり親	15	4	0	2	9
高齢者	16	13	0	2	1
多重債務者	4	0	0	2	2
その他	51	23	5	10	13



やすワークは、市役所本館1階の税務課の前にあります。

やすワークは、予約制になっています。相談時間は45分間で、相談員やハローワークの就労ナビゲーターと相談しながら、就職活動を行うことができます。



スーツを持っていない人には、スーツやカッターシャツの貸し出しを行っています。

6. 家計改善支援事業

家計相談支援事業については、自立相談支援事業と一体的に実施しています。

多重債務や税金等の滞納など家計に課題のある者に対し、家計の見直しをすることで、家計再建に向けたきめ細やかな相談支援や、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付等のあっせんを行いました。相談延べ回数686回、利用者実人数213人と、自立相談支援事業と一体的に実施することで効果的に行うことができました。

- 家計改善支援プラン策定数 17件
- 家計改善支援プラン評価数 61件

◎評価の内容としては、以下内容が挙げられます。

- ・自己破産免責決定し、家計状況、収入の範囲内で生活することを理解した。
- ・債務整理の進め、年金収入の範囲内で生活することの重要性を認識した。
- ・障害年金が決定した。
- ・家計改善支援を受け、市県民税、国民健康保険税の滞納約30万円の支払いを行なうことができた。

■家計管理（評価の内訳）

	状況の把握	重要性の認識	優先順 支出費目の	範囲内での支出	自立意欲の改善	生活全般その他	合計
件数	28	22	12	10	24	21	117

■令和4年度債務整理実績（令和5年3月31日時点）

項目	数字
債務整理で法律家が受任した件数	7人
令和4年度に回収した過払い金額	今年度無
家計改善支援相談による 税金等充当金額（債権数3件）	360,300円 市県民税 国民健康保険税 固定資産税 公営住宅使用料 後期高齢者医療保険税

7. 支援調整会議

(1) 支援調整会議の内容について（毎月開催分）

生活困窮者自立支援法において実施する自立相談支援事業は、生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、個人の状態にあった支援計画（プラン）の作成、評価を行い、関係事業との連携を含めた包括的な支援を行うものとされています。そして、そのプランおよび評価について支援内容の調整・確認を行う支援調整会議が、国の自立相談支援事業実施要領に位置付けられています。

そこで本市では、国の自立相談支援事業実施要領に基づく支援調整会議として、以下を目的として実施しました。内容は、支援プランのチェックを目的とし、毎月1回（年間12回）開催しました。貧困問題に取り組む民間団体として「NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会」に委託し、弁護士や司法書士の法律家の派遣を受けています。

■支援調整会議の目的

- ・プラン内容の妥当性についての関係機関・関係者間の確認
- ・関係機関・関係者間の協議の上で、プランについて必要な修正を実施
- ・プランに基づく今後の支援の支援方針及び各機関・関係者の役割の確認

■構成員

毎月1回実施する支援調整会議の構成員については、以下の団体です。

- (1) 生活困窮者問題に取り組む民間団体
（NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会）
- (2) 草津公共職業安定所
- (3) 野洲市市民部市民生活相談課
- (4) その他必要と認める機関又は団体

(2) 支援会議について

生活困窮者自立支援法改正に伴って、平成30年12月に「野洲市くらし支えあい条例」を改正し、同条例の第25条において支援会議の設置を規定しました。改正後は第25条第1項にて支援会議の設置を規定し、第2項で支援会議の名称を支援調整会議と称すると定めています。

■定例：支援調整会議（毎月1回開催）

回 日程	法律家名	内容
第1回 4/22	羽田 慎二 司法書士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） 37件 ・評価実施件数（再プランを含む） 32件
第2回 5/27	元永佐緒里 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） 34件 ・評価実施件数（再プランを含む） 30件
第3回 6/24	永芳 明 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） 54件 ・評価実施件数（再プランを含む） 71件
第4回 7/29	黒田 啓介 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） 47件 ・評価実施件数（再プランを含む） 35件
第5回 8/26	永芳 明 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） 36件 ・評価実施件数（再プランを含む） 34件
第6回 9/30	高橋 陽一 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） 42件 ・評価実施件数（再プランを含む） 31件
第7回 10/28	元永佐緒里 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） 35件 ・評価実施件数（再プランを含む） 39件
第8回 11/25	羽田 慎二 司法書士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） 28件 ・評価実施件数（再プランを含む） 79件
第9回 12/16	小川 恭子 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） 21件 ・評価実施件数（再プランを含む） 24件
第10回 1/27	黒田 啓介 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） 18件 ・評価実施件数（再プランを含む） 16件
第11回 2/24	羽田 慎二 司法書士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） 21件 ・評価実施件数（再プランを含む） 15件
第12回 3/17	小川 恭子 弁護士	・支援決定／確認件数（再プラン含む） 27件 ・評価実施件数（再プランを含む） 44件
合計		・支援決定／確認件数（再プラン含む） 400件 ・評価実施件数（再プランを含む） 450件

■ケース別：支援調整会議（随時）合計 13 回開催

日程	内容	参加機関
4/14	精神疾病を持つひきこもり者への支援について	発達支援センター 訪問看護ステーション
4/22	発達障がいを持つひきこもり者への支援について	発達支援センター 訪問看護ステーション
5/6	障がい者虐待家庭への支援について	司法書士 社会福祉課 障がい者自立支援課地域生活支援室 健康推進課
6/14	高校留年のひきこもり者への支援について	ひきこもり支援センター
8/10	複合的な課題を持つ高齢者虐待家庭への支援について	地域包括支援センター 健康推進課
7/14	複合的な課題を持つ家庭へ円滑に福祉サービスを提供できる体制づくりについて	ケアサポートセンター 障がい者自立支援課 地域包括支援センター 介護保険課
9/29	精神的な疾病を持つ方へのひきこもり支援について	健康推進課 発達支援センター
11/1	長期ひきこもり者への支援について	野洲市社会福祉協議会 健康推進課
12/9	難病回復者の金銭管理・住居支援について	地域包括支援センター 医療関係機関
1/20	高校留年が危惧される不登校者への支援について	守山北高等学校 野洲北中学校 守山野洲少年センターあすくる
2/9	生徒移行支援会議	野洲市内3中学校関係者 守山野洲少年センター 子育て家庭支援課家庭児童相談室 精神科病院 発達支援センター 健康推進課 障がい者自立支援課地域生活支援室 ふれあい教育相談センター 学校教育課
2/9	ひきこもりが危惧される中学卒業者への支援について	中主中学校 野洲市社会福祉協議会
3/9	高校卒業後ひきこもりとなった方への支援について	あすくる守山野洲少年センター 野洲市社会福祉協議会

8. 地域共生社会の実現に向けての地域づくり推進事業

■多機関の協働による包括的支援体制構築事業の目的

本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図ることを目的にしています。そこで本市では、本事業を活用して、生活困窮者支援事業を実施している市民生活相談課と、北部合同庁舎に事務所を有する市民サービスセンターに相談支援包括化推進員を計3名配置し、相談支援員と連携して一体的なチーム体制を整備して、困り事を抱える人を包括的に相談できる体制を整備しています。

■野洲市重層的支援体制整備事業実施綱について（令和5年野洲市告示第6号）

生活困窮者等に対する包括的な支援体制を構築するため制定されていた、野洲市相談支援包括化推進会議設置要綱(平成29年野洲市告示第51号)を全部改正し、事業の機能を重層的支援体制整備事業に移行しました。重層的支援体制整備事業における包括化推進会議では、下記業務を行います。

- (1) 各相談支援機関の業務内容の理解
- (2) 相談支援包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法の検討
- (3) 地域住民が抱える福祉ニーズの調査
- (4) 地域に不足する社会資源創出の手法の検討
- (5) 重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携に関すること。
- (6) 野洲市重層的支援体制整備事業計画に基づく施策の推進及び効果の検証に関する事務
- (7) その他包括的な支援体制を構築するために必要な事項

■野洲市重層的支援体制整備事業包括化推進会議の開催実績について

野洲市相談支援包括化推進会議設置要綱に基づき、年間3回の推進会議を開催しました。協議会においては、市役所関係部署や地域の関係機関が集まって、講師に迎え、一緒に研修を行って情報共有及び課題の検討をしました。



■令和4年度 相談支援包括化推進会議

回 日程	参加機関		内容
第1回 11/11	●テーマ 「地域福祉権利擁護制度の狭間の支援」	野洲市社会福祉協議会 社会福祉課 障がい者自立支援課 高齢福祉課 健康推進課 発達支援センター 市民生活相談課 計12名	◎講師 第一法律事務所 和合 佐登恵 弁護士
第2回 1/26	●テーマ 「児童生徒の健全育成と社会的自立に向けて」	野洲市社会福祉協議会 社会福祉課 子育て家庭支援課 障がい者自立支援課 健康推進課 発達支援センター 市民生活相談課 市民サービスセンター 野洲高校 保護者 計24名	◎講師 滋賀大学 教育学部 芦谷 道子 教授 滋賀県教育委員会事務局 幼小中教育課 生徒指導・いじめ対策支援室 北村 武司 様
第3回 3/10	●テーマ 「発達障がい者の就労支援について ～事例検討を中心に～」	野洲市社会福祉協議会 社会福祉課 子育て家庭支援課 障がい者自立支援課 健康推進課 発達支援センター 市民生活相談課 計 16名	滋賀県発達障害者支援センター 巽 亮太 様 村上 京子 様 滋賀県社会就労事業振興センター 松下 佑太 様

■相談支援包括化推進員の相談実績

市民生活相談課及び市民サービスセンターに配置した相談支援包括化推進員が受付けた相談件数は、93件です。また、困り事のある人を見つけてサービスにつなげるため、「見守りネットワーク協定」を締結し事業者・団体と締結し、地域の見守り活動を行なっています。令和4年度は、2協力団体と協定の締結をし、合計45事業者・団体となりました。

令和4年度 多機関協働事業(市役所受付分)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	5	3	5	2	6	6	0	0	1	1	1	0	30
合計	5	3	5	2	6	6	0	0	1	1	1	0	30
男性	3	3	4	1	4	6	0	0	0	0	0	0	21
20代	0	2	2	1	4	6	0	0	0	0	0	0	15
30代	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
40代	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
50代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60代	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
70代	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
80代	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
90代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性	2	0	1	1	2	0	0	0	1	1	1	0	9
20代	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
30代	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4
40代	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
50代	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3
60代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
90代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和4年度 多機関協働事業(市民サービスセンター分)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	6	13	8	7	2	6	7	6	3	2	2	1	63
合計	6	13	8	7	2	6	7	6	3	2	2	1	63
男性	3	3	3	1	2	3	6	3	0	0	1	1	26
10代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30代	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3
40代	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
50代	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
60代	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
70代	1	0	1	0	0	1	3	0	0	0	1	0	7
80代	0	1	1	1	1	2	1	0	0	0	0	1	8
90代	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
女性	3	10	5	6	0	3	1	3	3	2	1	0	37
20代	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
30代	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
40代	0	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	5
50代	2	3	2	0	0	0	0	2	1	1	0	0	11
60代	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	5
70代	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	6
80代	0	1	0	3	0	0	1	0	1	0	0	0	6
90代	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

9. 自殺防止対策

本市では、平成31年3月、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため「いのち支える野洲市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない野洲市をめざして～」を策定し、市民、各関係団体、市職員が総動員し、全市的な取組として自殺対策を推進し、『誰も自殺に追い込まれることのない「人と人が支えあう安心なまち」の実現』を目指しています。なお、市民生活相談課は、野洲市自殺対策計画策定委員会において、健康福祉部健康推進課と連携し事務局を担当しています。

■「年始のよりそいを、もらって嬉しい年賀状で！」事業

自殺防止対策の一環として、相談者の中で単身世帯や気になる人、心配な人に対し、市民生活相談課の相談員が、思いを込めたメッセージを書いた年賀状を毎年送っています。令和4年度は57人に送りました。また、デジタル化にも対応しLINEWORKSによる年賀LINEの配信も29人に行いました。



10. 見守りネットワーク

(1) 概要

見守りネットワークとは、事業者及び自治組織や地域の団体等（以下「事業者等」といいます。）の協力を得て、高齢者や障がいのある人、子ども、生活困窮者等の対象となる市民が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう見守り、支えあう仕組みです。

配慮が必要となる市民の多くは自ら相談できないケースが多く、少しでも早く支援につながる必要があるため、見守りネットワークの対象となる市民は、高齢者に限らず、障がいのある人や子ども、生活困窮者等もその対象としています。

(2) 見守りネットワークの仕組み

市と協定を締結した事業者等は、その事業の中で市民の異変を発見した場合には、市に異変を通報します。通報を受けた市は、関係課と連携し、状況の確認と支援を行います。

(3) 協定を締結した事業者等

令和4年度は、2事業者・団体と見守りネットワーク協定を締結しました。本市と見守りネットワーク協定を締結している事業者等は、合計で45事業者・団体となります。協定を締結した事業者の詳細は次のとおりです。

●令和4年度協定事業者等（2事業者）

- ・一般社団法人古民家再生協会滋賀南 様
- ・関電サービス株式会社滋賀営業所 様

●令和3年度協定事業者等（2事業者）

- ・京都信用金庫 様
- ・辻牛乳店 様

●令和2年度協定事業者等（1事業者）

- ・ほりで医院 様

●令和元年度協定事業者等（2事業者2団体）

- ・フードバンクびわ湖 様
- ・株式会社セブン・イレブン・ジャパン 様
- ・一般社団法人やす地域共生社会推進協会 様
- ・井ノ上新聞舗 様

●平成30年度協定事業者等（2事業者3団体）

- ・滋賀県司法書士会 様
- ・一般社団法人滋賀県財産管理承継センター 様

- ・滋賀弁護士会 様
- ・株式会社きずな 様
- ・特定非営利活動法人ふれあいワーカーズ 様

●平成 29 年度協定先事業者等（9 事業者 2 団体）

- ・株式会社 OVO ピタットハウス野洲店 様
- ・からだ元気治療院 心陽守山店 様
- ・KDDI 株式会社 コンシューマ関西支社 コンシューマ滋賀支店 様
- ・株式会社京都銀行 守山支店 様
- ・第一生命保険株式会社 滋賀支社 様
- ・株式会社ダスキン クリーン・ケア営業本部 近畿地域本部 様
- ・明治安田生命保険相互会社 滋賀支社 様
- ・ヤマト運輸株式会社 滋賀主管支店 様
- ・株式会社ポーラ 京都センター 様
- ・野洲市国際協会 様
- ・親子英語サークル Honey 様

●平成 28 年度協定先事業者等（16 事業者 4 団体）

- ・株式会社エコシティサービス 様
- ・大阪ガス株式会社 様
- ・レーク滋賀農業協同組合 様
- ・有限会社北村新聞店 様
- ・京滋ヤクルト販売株式会社 様
- ・湖東開発株式会社 様
- ・株式会社滋賀銀行 様
- ・滋賀中央信用金庫 様
- ・生活協同組合コープしが 様
- ・有限会社たちいり 読売センター野洲 様
- ・西日本電信電話株式会社 様
- ・株式会社平和堂 様
- ・野洲市内郵便局及び幸津川郵便局 様
- ・滋賀県 L P ガス協会 様
- ・守山野洲医師会 様
- ・野洲市社会福祉協議会 様
- ・野洲市商工会 様
- ・野洲市老人クラブ連合会 様
- ・NPO 法人篠原シニネット 様
- ・株式会社沙門 朝日新聞サービスアンカー草津西 様

(4) 一人歩き（徘徊）高齢者等事前登録

認知症等により高齢者等が徘徊し行方不明となった場合に、早期に発見・保護することを目的に、徘徊の恐れのある高齢者等の情報を事前に登録する制度です。登録した情報は守山警察署と共有し、実際に行方不明者が出た際には、登録情報を活用し、搜索活動を早期に開始することに役立てます。

また、高齢福祉課と連携し、見守りネットワーク協定事業者に対し、「一人歩き（徘徊）高齢者の行方不明通報の協力依頼を行い、令和4年度末現在、24 事業者・団体より承諾をいただいています。

1.1. 野洲市市民生活総合支援推進委員会

社会問題化している自殺、生活困窮、人権侵害等の市民生活に関する深刻な問題に対し、関係部署が連携し、協議を進め、これらの問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図ることを目的に、当委員会は設置されています。

また、平成 28 年 10 月に施行した野洲市くらし支えあい条例において、「消費生活上特に配慮が必要であると認められる市民、生活困窮者等及びこれらの者と同様の状況に至るおそれのある市民の支援を総合的に行うため、市の関係する全ての組織に属する職員により構成される野洲市市民生活総合支援推進委員会を設置する」と当委員会の設置を規定しました。

野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱第6条において、消費者被害・生活困窮者等支援対策連絡部会、自殺防止対策連絡部会、人権対策連絡部会の3つの部会を設けており、部会で連携し研修会等を行っています。

(1) 令和4年度野洲市市民生活総合支援推進委員会の開催

①概要

日 時：令和4年8月29日（月曜日）10：00～11：30

場 所：野洲市総合防災センター 大会議室

参 加 者：新型コロナウイルス新規感染者数の増加し、感染予防のため中止。後日資料による情報共有を行った。

②報告内容

- ・消費者被害・生活困窮者等支援対策連絡部会からの取組報告
- ・自殺防止対策連絡部会からの取組報告
- ・人権対策連絡部会からの取組報告

(2) 野洲市市民生活総合支援推進委員会・研修会

日 時：令和5年3月17日（金）13：30～15：15

場 所：野洲市役所第5会議室

参 加 者：27名（市役所各課、関係機関）

基調講演：「ダイバーシティ就労について」

～これからの野洲市の取組みに必要なこと～

講 師：NPO 法人ユニバーサル就労ネットワークちば

事務局長・就労支援事業責任者 鈴木由美

内 容：障がい者自立支援協議会就労部会による『be smile days』とタイアップして、障がい者をはじめとしたすべての人の『働きたい気持ち』に支援ができる受け皿整備を目指して、ユニバーサル就労について学習し、庁内で多様な就労の形を実現するために可能なことを出し合える連携のプラットフォームを確認することを目的に開催

12. 学習・生活支援事業 YaSchool（やすクール）

平成27年から施行された生活困窮者自立支援法において、子どもの貧困連鎖を断ち切ることを目的として、「学習支援事業」が自治体の任意事業として位置付けられています。そこで本市では、「やすクール」と名付け開校しています。

学習指導だけでなく、居場所支援としてゲームなどのお楽しみ会を行うほか、高校中退防止の観点から、やすクールの卒業生については、高校生も受入れをしました。学校や将来の悩みを話すなど、息抜きの場として毎回参加する子どももあり、居場所機能としての効果があります。

地域の協力については、野洲市農業者クラブからお米の寄付を受け、野洲市社会福祉協議会の連携で地域ボランティアによる「おにぎり隊」の協力を得て毎回おにぎりや味噌汁を提供いただくなど、地域ぐるみで取り組みが広がっています。

今年度、高校受験をした10人全員が進学することができました。

令和4年度学習支援事業実績報告書

事業名	野洲市学習・生活支援事業（「YaSchool」やすクール）
委託者	野洲市
受託者	特定非営利活動法人 反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会
期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

業務概要	■実施方法 1. 対象者 野洲市内に在住する生活困窮世帯の中学生 やすクールに登録のあった高校生 2. 会場 コミュニティセンターやす 3 階 4 部屋と調理室を活用 3. 日時 毎週水曜日 18:00~20:30 4. 実施回数 学習会(36回) 中学3年生受験対策等個別支援(21回) 卒業式・修了式/お楽しみゲーム大会(1回) 3月15日(水) 5. 登録者数 中学生16人 高校生3人 合計19人 ひとり親家庭世帯ないし、生活保護世帯 延べ参加人数522人(中学生/439人 高校生/83人) 6. 学習ボランティア 法律家、建築士、会社員などの社会人や大学生など *延べ参加人数 スタッフ 190人 学習ボランティア 309人 7. 学習支援内容 ○今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大影響を受けて、一時休校を行った。よって、今年度の開催は36回(卒業式・修了式含む)と、個別支援等を別途21回の実施となった。参加した生徒の延べ人数は、中学生439名、高校生83名であった。 ○新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、検温、手指のアルコール消毒の徹底や、学習時の学習ボランティアと生徒の間に、アクリル板を設置する等、感染対策を徹底して行った。 ○生徒の参加率が76%と目標の60%を上回った。 ○不登校状態の中学3年生を対象に受験対策補習を行い、合計21度の同補習を学校へ出席したことと同等とする取り扱いをしていただいた。 ○不登校など課題をもつ生徒に対し、家庭児童相談室と情報共有を行うなど密な連携を図った。また、家庭児童相談室の職員が学習支援の場に参加した。 ○学習支援だけではなく、野洲市農業者クラブからお米の寄付を受け、野洲市社会福祉協議会の協力を得て、民生委員児童委員を含む地域住民の協力により、おにぎりと味噌汁を提供いただき学習が始まる前の居場所となった。 8. 高校生の中退防止の居場所支援 ・高校中退防止の観点から、やすクール登録のある子どもについては、高校生受け入れを行なっているが、勉強だけでなく、進路の相談や家庭や学校の悩みを話すなど、息抜きの場として、居場所機能としての効果があった。 ・高校で良い成績を取ったときに見せに来るなど、自己肯定感を持つようになった。 ・やすクールの卒業生が学習ボランティアの協力をするなど、役割を担ってくれた。学習ボランティアによって、教員になりたいと大学への進学希望を持つなど、支えられる側が支える側になるなど、学習ボランティア経験を通じて成長が見られた。
------	---

■学習支援事業の課題

- ・基礎学力の低い子どもが多く、マンツーマンで対応するのにも個別に学習状況を把握していく必要がある。
- ・学習ボランティアの確保と定着が重要である。
- ・発達障がいや知的障がいなど、子どもの特性に合わせた支援が出来る人材が必要である。
- ・引きこもりや、不登校、心に問題を抱えている生徒が多く、中学校及び専門機関との連携がますます重要になっている。

■お楽しみ交流会

- ・子どもとボランティアの交流の場として毎年実施している、カレーライス作りや餅つき等のイベントについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため交流会としては中止した。
- ・卒業式・修了式の後には、学習ボランティアの皆さんも交えながら、ビンゴゲーム大会を楽しく行った。

日付	内容	生徒参加人数	ボランティア数
3月16日	卒業・修了式 ビンゴゲーム大会 (コミセンやす)	中学生 13 人 高校生 1 人	学習ボランティア 10 人 スタッフ 4 人

■関係機関との連携

- ・野洲市農業者クラブから、年間お米 30 キロの寄付を受けた。3月30日に野洲市農業者クラブの会合に参加して、学習支援事業の報告を行った。
- ・市民生活相談課職員がスクールソーシャルワーカー連絡協議会に参加し、課題のある子ども等の情報共有を行なった。

事業実績

■高校進学

- ・中学3年生の10人が全員志望校に合格し進学した。

■登録者数

中学生 16 人 高校生 3 人 合計 19 人（令和5年3月31日時点）

学年	男子生徒	女子生徒	合計人数
1 年	3	2	5
2 年	0	1	1
3 年	5	5	10
高校生	0	3	3
合計	8	11	19

■中学校別

学年	野洲中学校	野洲北中学校	中主中学校
1 年	男 2 女 1	男 1 女 0	男 0 女 1
2 年	男 0 女 0	男 0 女 1	男 0 女 0
3 年	男 1 女 2	男 3 女 3	男 1 女 0
合計	6 人	8 人	2 人

■開催実績 (令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月末)

月	回数	中学生	高校生	スタッフ	ボランティア	備考
4月	2	18	5	10	12	
5月	3	40	7	14	28	
6月	5	63	15	24	56	
7月	4	40	7	18	39	
8月	0	0	0	0	0	新型コロナ感染症影響で休校
9月	3	30	5	15	22	新型コロナ感染症影響で1度休校
10月	8(4)	49(4)	8	24(4)	32	(個別支援 4 回)
11月	10(6)	59(6)	9	24(6)	37	(個別支援 6 回)
12月	7(5)	28(5)	4	15(5)	16	(個別支援 5 回) 新型コロナ感染症影響で1度休校
1月	8(6)	29(6)	4	13(6)	12	(個別支援 6 回) 大雪で1度休校
2月	4	45	10	18	28	
3月	3	38	9	15	27	
合計	57(21)	439(21)	83	190(21)	309	

13. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

申請件数：当該月に支給申請書が提出された件数

支給決定件数：当該月に支給決定した件数（支給決定通知を発出した時点）

支給済額：当該月に実際に支給した総額

※申請件数には取り下げ分も含む。

《初回》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
申請	0	4	2	1	2	2	0	3	4	18
決定	0	4	2	1	2	2	0	3	2	16
不決定	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2

《再支給》

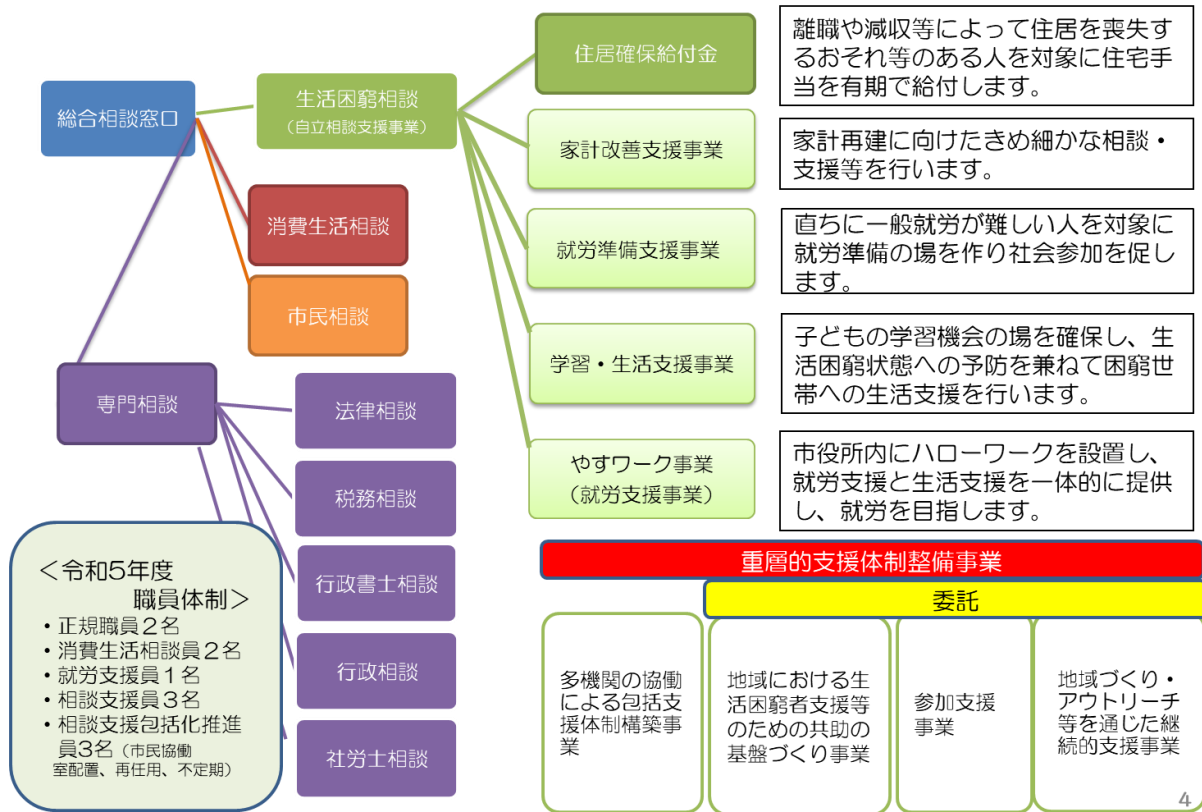
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
申請	1	1	1	2	2	1	0	0	2	10
決定	1	1	1	2	2	1	0	0	2	10
不決定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 申請受付は令和4年12月末で終了

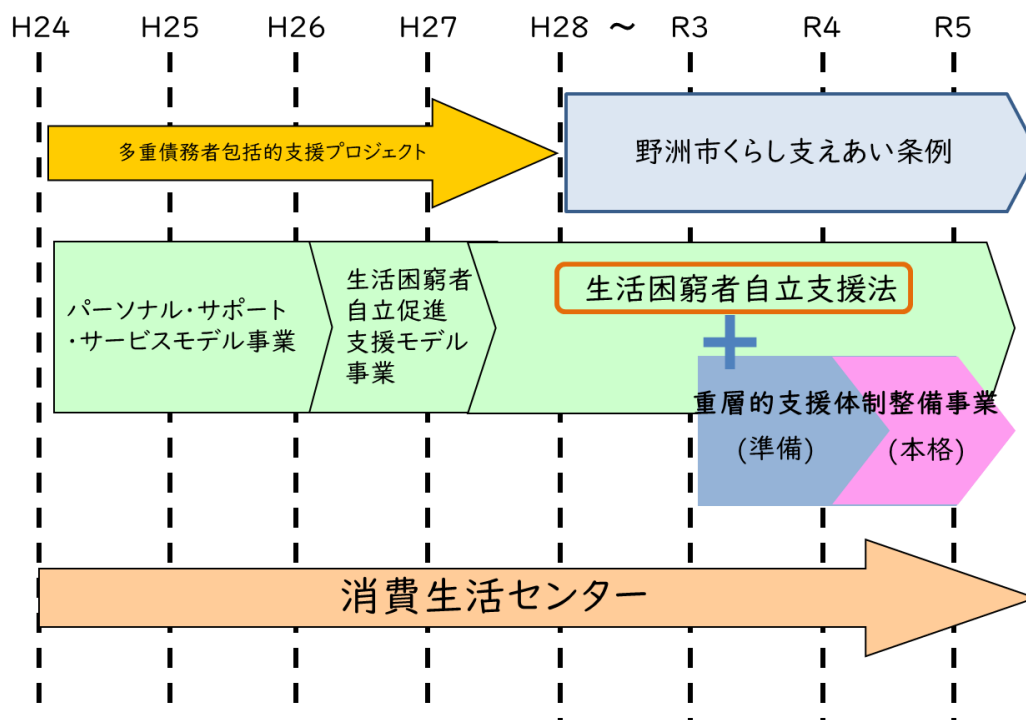
参考資料

資料 1 令和4年度資料集

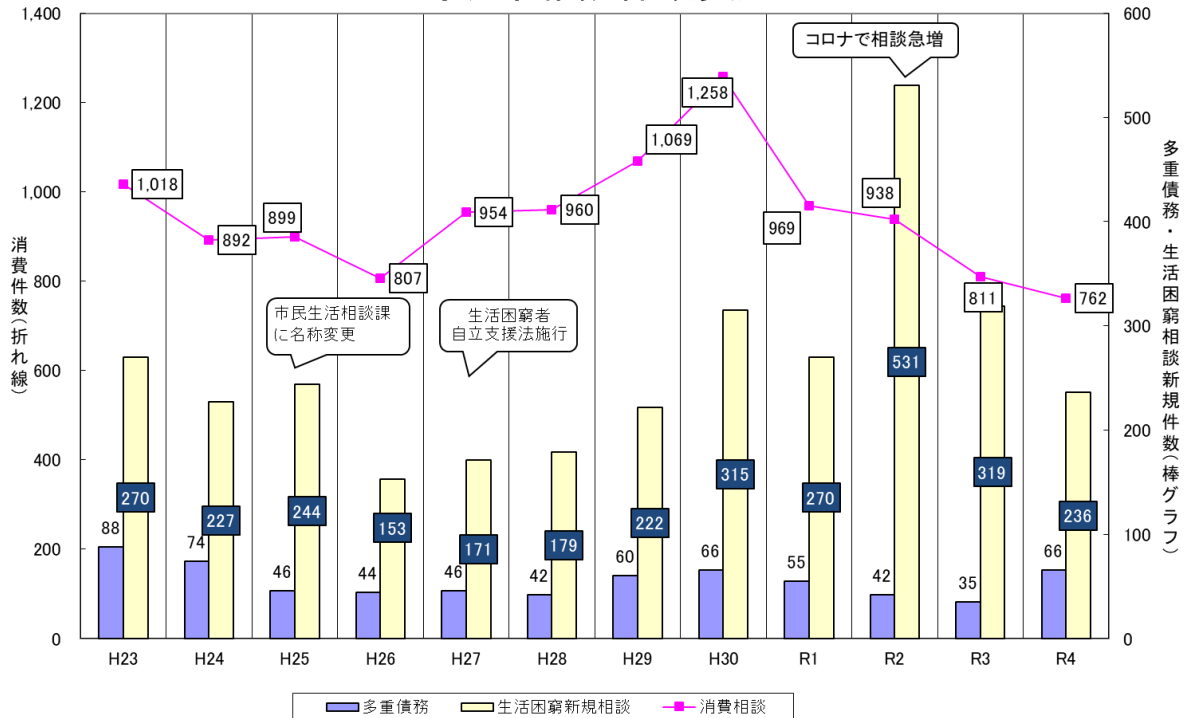
令和4年度 市民生活相談課の業務・体制



相談窓口体制の変遷



野洲市相談件数変遷



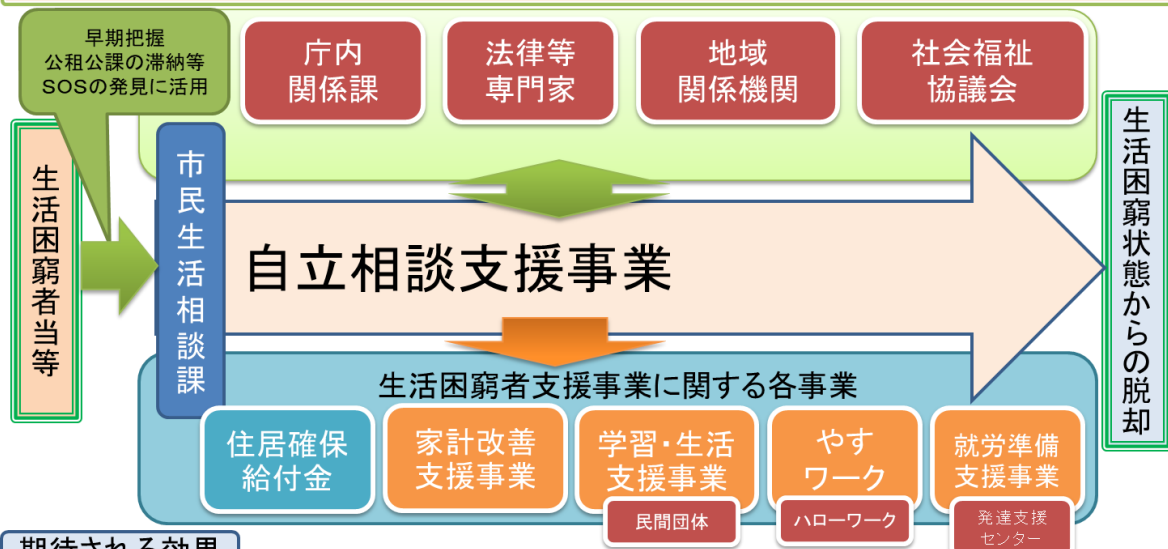
7

令和4年度 野洲市生活困窮者自立相談支援事業について

事業の概要

○ 野洲市くらし支えあい条例に位置付けられた、経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民を生活困窮者等として対象にとらせ、条例を効果的に活用し、相談者の発見から支援を効果的に取り組みます。

○ 就労等による社会参加に向けて、生活支援と就労支援を一体的に提供するやすワークの活用を推進します。



- 生活困窮状態に至る前段階から早期の支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期脱却を図ることができます。
- 生活困窮者に対し「支援を届ける」ことで、相談支援機能が強化され市民の安全・安心な暮らしを守ることができます。

9

令和4年度 野洲市住居確保給付金事業について

事業概要

離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある人を対象に住宅費を支給するとともに、野洲市市民生活相談課(自立相談支援機関)による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

野洲市の住居確保給付金制度の概要

☆支給額 = 基準額 + 一月当たりの実際の家賃の額 - 世帯収入額

※支給額は生活保護の住宅扶助額が上限

➢ 支給対象者: 離職、廃業等後2年以内もしくは減収により経済困窮した者で

①現在住居がない又は ②住居を失うおそれのある者

➢ 支給要件: ①収入要件: 下表「収入基準額」以下

※基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)

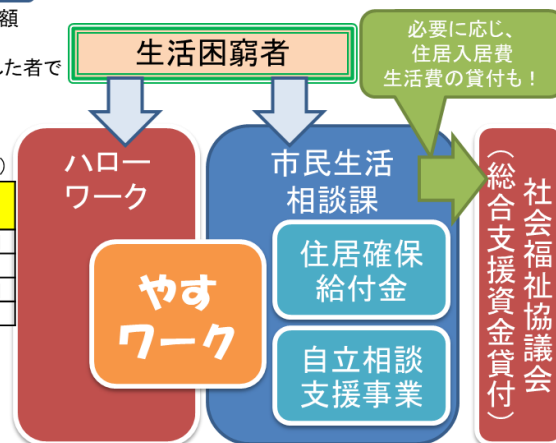
②金融資産要件: 下表「金融資産額」以下※基準額×6(上限100万円)

世帯人数	基準額	家賃額 (上限額)	収入基準額	金融資産額
1人	7.8万円	3.5万円	11.3万円	46.8万円
2人	11.5万円	4.2万円	15.7万円	69万円
3人	14.1万円	4.6万円	18.7万円	84.6万円
4人	17.5万円	4.6万円	22.1万円	100万円

③就職活動要件: 原則週1回以上の求人先への応募、
ハローワークでの月2回以上の職業相談、
自治体での月4回以上の面接支援等

➢ 支給期間 原則3か月間

(就職活動を誠実にしている場合は(最長9か月まで))



期待される効果

- 通常、受給後の職業相談や面接支援は、ハローワークと市役所それぞれに出向いて対応する必要がありますが、やすワークを活用することで就労支援と生活支援をワンストップに提供することができ、効率的で効果的な支援が行えます。
- 支給期間は3か月ごとの更新で自立相談支援事業が実施する就労支援を受けることで最長9か月間になる場合があります。

10

令和4年度 家計改善支援事業について

事業概要

○ 家計改善支援事業は、家計の見える化を進めます。

① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援計画を作成します。

② 生活困窮者の家計の再生に向けたきめの細かい支援を行います。(公的制度的利用支援、家計表の作成等)

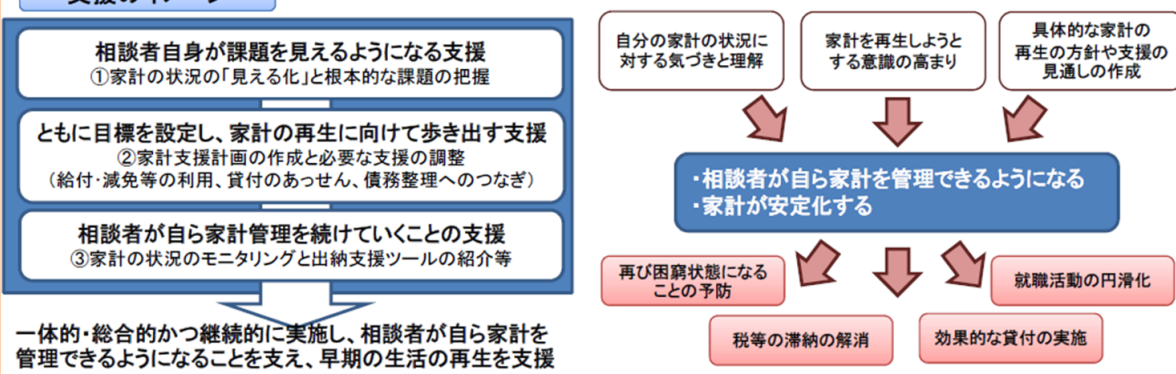
③ 多重債務等については、弁護士・司法書士の法律家等の専門家への繋ぎを検討します。

④ 必要に応じて社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付のあっせん等を行います。

○ 市が直営で実施していることから、納付にかかる減免・免除申請、各種手当等の申請等庁内の各種制度等の情報提供をします。

○ 自立相談支援事業と一体的に実施し、より一層の家計改善支援の事業効果が期待されます。

支援のイメージ



期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援します。
- 自立相談支援事業と一体的に実施することで、家計改善支援の事業効果が得られます。
- 就労支援における、必要額の把握などが具体的にた行え、具体的な就労支援活動にも役立てられます。

11

令和4年度 子どもの学習・生活支援事業について

事業概要

- 生活困窮世帯の子どもを取り巻く課題に対し総合的に対応するため、子どもの学習・生活支援事業を実施します。
- 学習支援を行なう団体(委託)と生活支援を行なう市民生活相談課が一体的に事業を実施し、生活困窮状態からの脱却を図ります。
- 高校中退防止として本事業の卒業生等に対し居場所等の支援を行います。
- 本事業が地域の拠点となり、食育支援や学習ボランティアの協力を得て地域の子どもの地域で育てる体制を構築します。

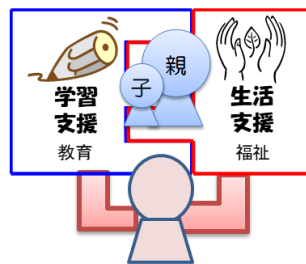
野洲市学習支援事業YaSchool

・目的: 生き抜く力を身につける

- ①子どもたちに対し、貧困連鎖を断ち切ることで、貧困に陥ることを防ぐために、学習習慣を身につけます。
- ②生活支援を届け生活困窮状態からの脱却を図ります。
- ③本事業が地域の拠点となり、地域の子どもの地域で育てる体制を構築します。

・対象: 市内に在住する中学校1～3年の子どもがいる生活困窮世帯
原則的に、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯

・方法: 学習支援に関する経験を有する民間団体に委託し、実施
コミセンを活用し原則週1日夜間に開校



期待される効果

- 教育と一体的に支援を行うことで、子どもから生活困窮世帯へのアプローチが可能となり、生活支援が充実します。
- 学習機会の保障を行うことで、子どもの学力が向上し、貧困の連鎖防止、予防が行えます。
- さまざまな職業の大人と触れ合うことで、子どもの進路選択などに幅が広がります。
- 本事業が地域の拠点となり、地域で地域の子どもの地域で育てる体制が構築されます。

12

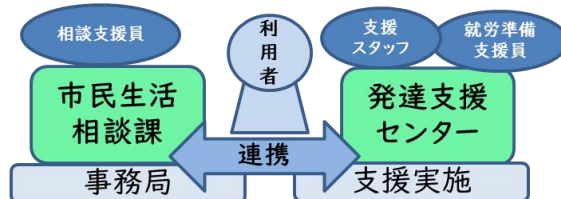
令和4年度 就労準備支援事業について

事業概要

- ・「社会との関わりに不安がある」「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」「ひきこもり状態にある」等、直ちに就労が困難な方に対し、生活リズムを整える、適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援を行います。
- ・就労体験の利用の機会の提供等を行いながら、就労自立に関する支援を計画的に行います。また一般就労に向けての支援は、就労支援事業であるやすワークの機能を活用し連携して提供します。
- ・野洲市社会福祉協議会と連携し、参加支援事業を機能的に活用して相談者に積極的なアウトリーチを行うなど包括的に運用します。

実施方法

- 市民生活相談課(自立相談支援機関)と、発達支援センターが連携し事業を実施
- 発達支援センターに配置する就労準備支援員と支援スタッフが、発達支援センターの資源を活用して実施



体験例



農作業



調理実習



市役所の仕事



陶芸教室



レクリエーション

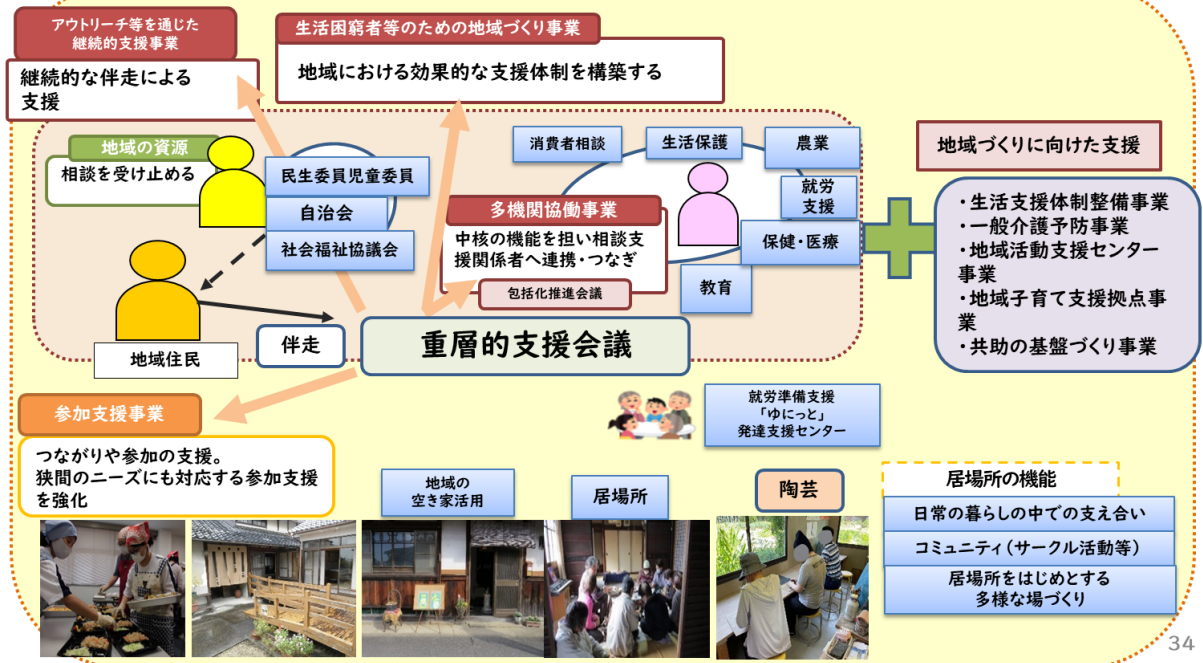
期待される効果

- ・自立相談支援事業と就労準備支援事業を連動することで、ひきこもり状態にある相談者へのアプローチが効果的にできます。
- ・発達障がい等が疑われるケースに対し、発達支援センターの資源を活用できることから、適切なアセスメントやその後の障がい福祉サービス等につなぐことができます。

13

令和4年度 野洲市重層的支援体制整備事業について

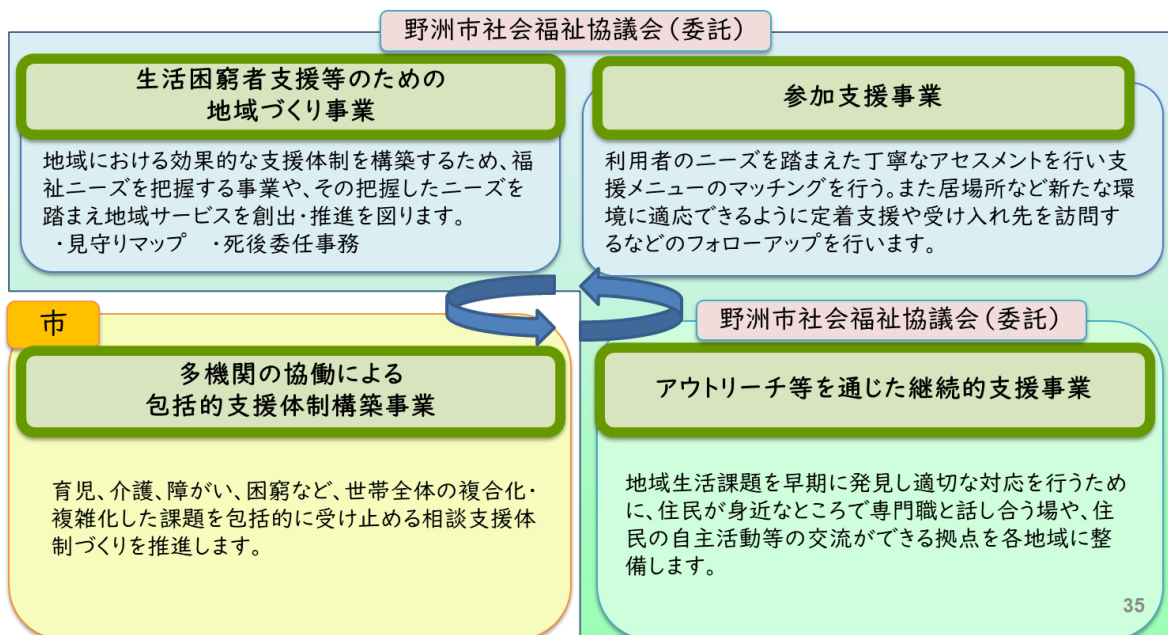
高齢者・障がいのある人・子ども・生活困窮者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高めあうことができる「地域共生社会」を実現させるべく、包括的な相談の拠点づくり及び協働による地域づくりを推進します。



令和4年度

野洲市重層的支援体制整備事業

生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域の住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、地域づくり、参加支援、相談支援に向けた事業を一体的に実施



令和3年度「野洲市地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」
実施報告書

社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会

◎関係機関、団体等と地域の担い手との総合調整・協働体制の構築

(1) 見守りの仕組みづくり

①見守りマップの作成

地域の見守り活動をすすめるため、各自治会単位で住宅地図上に地域資源情報を示したマップの作成作業支援、把握（アンケート調査予定）を行いました。

《見守りに関するアンケート》

依頼数：90 自治会（全自治会）／回答数：79 自治会（回答率 86%）

・アンケート結果より抜粋

	はい	いいえ
地域に気になる方、世帯がある	60	20
自治会で活用している地図がある	45	38
見守りが必要な方の情報把握、整理をしている	34	43
見守り訪問活動をしている	41	38

*86%の回答があり、自由記述からも地域の見守り、要支援者の把握について高い関心が

あることがわかりました。

興味のある活動の選択（複数回答）では、①話し合いの場づくり 41、②見守りマップの作成 30、③見守りカルテの作成 33、④見守り訪問活動 35 の回答があり、次年度以降、興味があるとの回答を得られた地域から働きかけをすすめていきます。

《見守りマップ作成に向けた働きかけ・タウンミーティング・社協出前講座等の開催》

自治会、福祉団体、学校などさまざまな方々と地域での見守り、「困った時はおたがいさま」

の関係づくりのために地域でできる最初の一步などについて話し合いの場を開催しました。

回数	延べ参加人数
26 回	599 名



②中学生の自立促進のための取り組み「スマイルチュッピー弁当事業」

中主中学校圏域の住民（子どもから高齢者まで）が協働し、だれもが安心して暮らせることを

目指した地域の見守りを実施することで、人を知り、地域を知り、おたがいさまのまちづくりに

つながること、地域の方とのふれあいの中から生徒の自立につながることを目的に実施しました。

第1回	6/30	地域のボランティアと弁当を作成し、中学生と民生委員がペアで一人暮らし高齢者宅を訪問。
第2回	10/27	10/13の予定をコロナ禍により中止したが、目的に沿った代替えの取り組みとして新米のおにぎりを作成し配布。
第3回	2/9	コロナ禍により中学生は弁当作り・訪問ではなく、高齢者へのメッセージを作成。



③おすそ分け会

アクティブ・サービスが中心となり地域のつながりづくり・貧困対策を目的として『ちゅうず子ども食堂』を実施してきたが、コロナの影響により昨年度より中止している。

支援を必要とされる世帯がこの状況の中で安心して暮らせているのか、今だからこそ何か

できないかと検討され、令和2年6月より『おすそわけ会』として食糧支援の取り組みを開始された。

【実施日】 5/28・7/31・10/2・11/20・12/19・3/19



「アクティブ・サービス」について

高齢化と核家族化が進み、互いに助け合う社会を創ることを目的とし、高齢者や障害者の生活支援の取り組みを主な活動とされています

④死後事務に関する事業について

地権利用者が死亡した場合においても火葬等、応急対応の死後事務が発生します。相続人がある場合は相続人の対応になりますが、相続人がいない、または疎遠になっている場合、死後事務委任契約を行ってなくても、金銭管理を行っていた社協としての対応が求められてきました。

今年度は、地権利用で身寄りのない、またはあっても支援が得られない方を対象に死後に想定される課題の整理、エンディングノートを活用した聞き取りを実施しました。次年度は今回の聞き取りをもとに、地権利用者の死後事務において、司法書士等の法律の専門家と顧問契約を行い、法的な意見を伺いながら対応をすすめていきます。

「死後事務」について

亡くなった後の事務的な手続きである。死後の手続きとしては、①役所、関係機関への届け、②葬儀・埋葬手続き、③債務の返済、④遺品整理、住まいの処分、⑤各種サービスの解約、等がある。これらは遺言で依頼できる内容ではなく、死後の手続きを行うには、死後事務委任契約を作成するなどの方法がある。

(2) ひきこもり者・家族の居場所づくり

ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり（県社協より助成）を活用し、地域の関係者や住民と連携しながら居場所づくり、働く体験のメニューに取り組みました。

□まだ名前のない居場所（中北の家（社会福祉法人 野洲慈恵会））

地域に開かれた活動の場所として法人が管理する建物での居場所づくり

11月より毎月第1火曜日 10:00～15:30 に実施（働く体験 13:30～15:00）

期日	当事者参加数	支援機関・ボランティア
11/2	1 名	4 名 (2 機関)
12/7	2 名	5 名 (3 機関)
1/11	2 名	6 名 (3 機関)
2/1	4 名	9 名 (2 機関・ボランティア)
3/1	3 名	6 名 (2 機関)

□「豆吉（まめきち）」(安治・住民と協働した空き家の活用)

出張相談所としての気軽な相談場所としての活用を検討。今年度は地域の方に社協が活動する場所として知ってもらうために月 1 回サロンとして開放しました。

期日	延べ参加数
11/30	21 名
1/14	31 名
2/18	22 名
3/11	16 名



□ひきこもり一斉電話相談への参画

県内 8 団体が協働して一斉電話相談を実施。今年度より野洲市社協も参画し相談窓口を設けました。

期日	備考
9/9・10	野洲市社協としては 9 日のみ 相談総数 33 件・野洲 0 件
2/17・18	野洲市社協としては 17 日のみ 相談総数 18 件・野洲 0 件

◎その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業

*ボランティア講座（地域 de 応援!!講座）

期日	テーマ	参加数
8 月 20 日 (金)	「気持ちに寄り添う傾聴術」 HR エクシード 産業カウンセラー 小出 民雄さん	36 名
9 月 17 日 (金)	緊急事態宣言発令のため延期 9/17→10/25	
10 月 25 日 (月)	「地域から活動を始めよう！」 ～しが C02 ネットゼロのまちづくりに向けて～ 滋賀県地球温暖化防止活動センター 来田 博美さん	24 名
11 月 19 日 (金)	認知症でも安心して暮らせるために～認知症サポーター養成講座 野洲市地域包括支援センター・認知症サポーターキャラバンメイト	24 名
1 月 21 日 (金)	普段からのつながり～予期せぬ出来事のために～ ローカリズム・ラボ 井岡 仁志さん	18 名



＊第3回ひきこもり支援を考えるフォーラム
期日：3/5 会場：守山市民ホール 小ホール

講演：「今、家族にできること」 団士郎氏

参加者：55名＋実行委員（湖南4市社協、県社協、レリーフ）11名



令和3年度「野洲市参加支援事業」実施報告書

社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会

1 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングとメニューづくり(資源開拓) 30 件

(支援事例)

＊支援機関と社協で定期的に行われている情報交換会の中で、イベント案内ボードに折り紙等で飾り付けをしてくれるボランティアがいないかとの話から始まったメニュー。
折り紙が好きという対象者と取り組む。面談時や自宅で季節に合わせた折り紙を作成され、案内ボードに飾り付けをしてもらう。飾りつけを行ったことにより、足を止めて案内ボードを見てくれる人が増えたとのこと。



＊「まだ名前のない居場所」の働く体験において、高齢者サービス事業所からの依頼によるプログラムで活用される備品「漢字合わせパズル」の作成。
作業工程では協力してすすめる必要のある場面も多く、お互いに声をかけあい、役割分担をして作業をすすめることができた。



2 本人への定着支援と受け入れ先への支援(フォローアップ)

対象者	実施回数
8 名	24 回

令和3年度「地域づくり・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」実施報告書

社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会

1 支援の実施状況

(1)各種会議、関係機関、ネットワーク等への参加状況 74 回

(2)対象者の把握・支援状況 56 件（内、継続的支援対象 17 件）

2 その他、対象者の早期把握やニーズ掘り起こしのための取り組み

(取組事例)

＊中主圏域 幼稚園・小・中学校・ボランティアグループと協議

おすそわけ会等の活動を通じて見えてきた困窮者(経済的・つながり)支援について、子どもたちに関わる教育関係機関等と情報交換を兼ねた座談会を実施しました。

・参加者…中主幼稚園副園長 中主小学校校長・教頭 中主中学校校長
ボランティアグループ代表 社協

「おすそわけ会」について

各家庭で眠らせている食品など生活の中で生み出される食品ロスの発生を抑制・削減し、支援を必要とされる方々に無償で配分するフードドライブの活動により、お互いさまの取り組みを目指し、ボランティアグループが中心になって活動されています。

＊歳末たすけあい募金配分事業を通じた見守りに関するアンケート実施

- ①ひとり暮らし高齢者等友愛訪問事業(カレンダー配布)
- ②要保護世帯等支援事業(歳末見舞金配布)

事業を通じた訪問をきっかけに新たなニーズ発見・把握や地域社会での孤立・孤独をなくす活動の推進を図ることを目的として実施しました。

・アンケート依頼対象…民生委員児童委員・主任児童委員

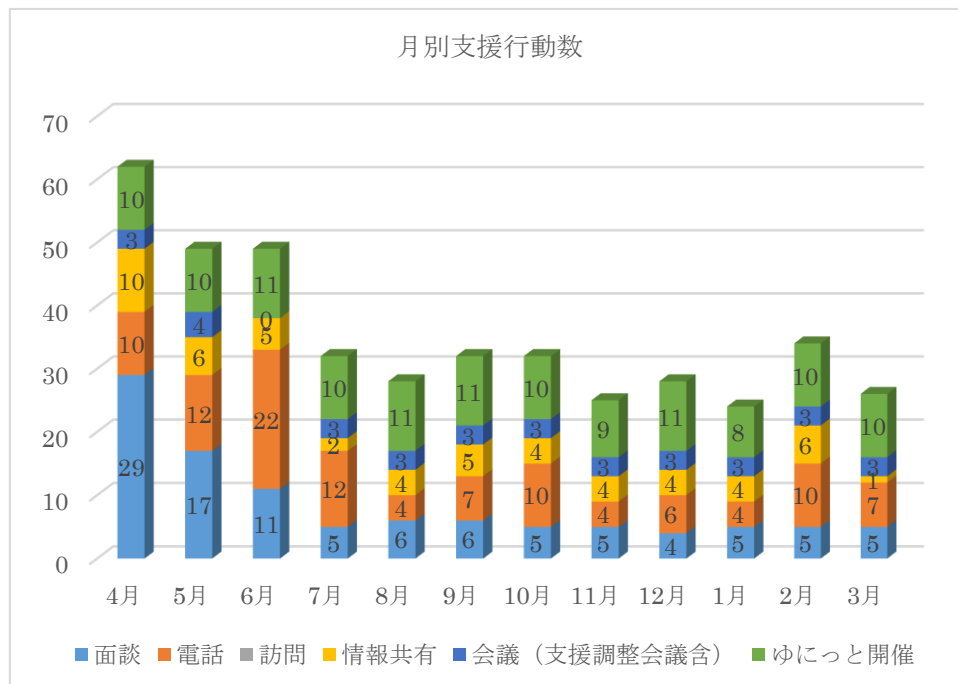
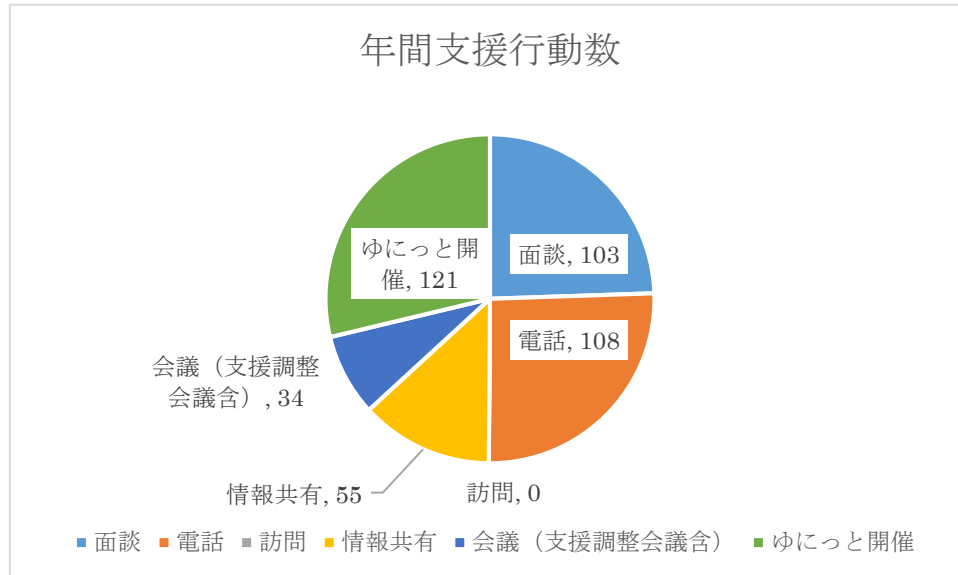
・回収数： 78/116(回収率 67%)

令和4年度野洲市生活困窮者就労準備支援事業実績報告書

事業名	野洲市生活困窮者就労準備支援事業実施状況
期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務概要	■実施方法 1. 対象者 市内に在住している15歳以上の者で、就労を希望しているが、日常生活の不安、社会参加能力、就労のための知識及び技術の不足等により直ちに一般就労が困難なもの 2. 会場 発達支援センター等 3. 日時 毎週火、木、金曜日 13:15～15:15 ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、適宜開催時間等の変更等を行った。 4. 実施回数 グループミーティング、ソーシャルスキルトレーニング、図書ボランティア、就業体験、陶芸等を122回開催した。 5. 登録者数 20代4人 30代3人 40代1人 合計8人 6 延べ参加人数 322人 6. 実施内容 ○ 新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、検温、手指のアルコール消毒の感染対策を徹底して行った。 ○ 参加者の進路決定率については、就労決定や、復職、就労継続支援B型への進路決定が62.5%となった。 ○ グループミーティングについては、社会参加に難しさを感じているもの同士が悩み事を共有することで、社会参加できないことが自分だけの悩みではないことを分かち合い、悩みを言葉にして相談してよいのだと確認することができた。 ○ ソーシャルスキルトレーニングについては、参加者が社会でつまずきがちなシチュエーションを模して（例、多量の業務を納期までに完了できないので、協力を依頼する状況等）あらかじめ対策することで進路決定への自信を醸成することができた。 ○ 図書館での蔵書整理や、行政機関の送付物封入などの就業体験を共にすることで、就労時にあらかじめ確認することや、注意点、誤りが起きやすい作業等を体験から学習することができた。 ○ 陶芸体験では篠原焼窯元と連携し、体力が不足しがちな当事者が体力をつけたり、創作物を生み出す意欲を醸成することができた。 ○ 事業だけではなく、社会参加を促進するために個別面談（延べ105

回。前年 75 回から 26 回増）を行い、きめ細やかな助言に努めた。
 下記のとおり、ゆにっと 1 回の開催につき、別途約 2.6 回の支援を行っており、進路決定、新規登録者の開拓、事業への参加の維持等に努めた。

※ 参考



7. 進路決定後の定着支援

- ・ 進路を決定した対象者についても、各機関で連携して一定のアフターケアを行いながら、定着支援に努めるとともに、ドロップアウト時には早期に再度支援を行えるよう努めた。

■野洲市就労準備支援事業の課題

- ・ 長年、仕事や社会参加から離れている参加者も多く、その原因を検討

	すると発達障がい、精神障がい、家族問題等複合的な課題を抱えているケースが多く、支援者のさらなる連携と資質向上が求められる。 ・ 就労準備支援事業のメニューをさらに改良し、対象者が参加しやすい体制づくりに努めたい。 ・ 就労への心理的な障壁を緩和するために、企業での就労体験をメニューに加えられるよう、市内企業との連携強化に努めたい。 ■関係機関との連携 ・ 陶芸家西郡公氏と連携し、陶芸体験を支援メニューとした。 ・ 支援調整会議（12回）及び重層的支援会議（7回）に参加し、市内の支援対象者を情報共有することで、参加者の選定や連携調整を行った。 ・ アウトリーチ支援員を配置する野洲市社会福祉協議会と連携し、複合的な支援を行った。
--	---